

確 認 書

平成 15 年 1 月 17 日午後 7 時より、智里西林業拠点施設において、地権者組合、株式会社へブンスそのはら、智里西開発協同組合、本谷園原財産区、智里西自治協議会、阿智村役場よりそれぞれ出席し、下記事項について合意したので、それぞれ 1 通づつ保有するものとし、今後の契約及び協定書作成時の証とする。

記

1. 換地処理の件

換地については、平成 15 年度事業（平成 16 年 3 月 31 日迄に）とし、地権者組合で実施し、その費用は、阿智村役場及び株式会社へブンスそのはらで負担する。

2. 保証金積立ての件

平成 6 年 7 月 26 日付、地権者組合、阿智総合開発株式会社（株式会社へブンスそのはら）、智里西開発協同組合及び阿智村役場で締結した「確認書」第 7 項の保証金の積立てについて、第 1 号の「保証金は地代の 2 年分（積立金額 2 0 0 0 万円、JA みなみ信州農協園原支所）とする」を、「保証金は地代の半年相当分（4 0 0 万円）とし、地権者組合に差入れる」に改定する。

3. 土地賃貸借契約書の見直しの件

各地権者と締結している土地賃貸借契約書に関し、換地完了後に、換地後の状態に合わせ、改めて土地賃貸借契約書を締結する。

4. 地代の支払方法について

平成 6 年 7 月 26 日付「確認書」第 5 項、第 1 号の「地代は前払とし、前年度の 12 月 31 日迄に支払うこと」を、「地代は前払とし、年 2 回払の 6 月 2 5 日支払（翌月 7 月 1 日から 12 月 31 日までの地代分）、1 2 月 2 5 日支払（翌月 1 月 1 日から 6 月 30 日迄の地代分）とし、各契約地権者の指定口座に振込むものとする」に改定する。

尚、適用は 1 6 年度分からとする。また、2 5 日の支払日が金融機関休日の場合は、直前営業日に振込むものとする。

5. 地権者組合決議書による「要望事項の未執行カ所他」の取扱について

平成 1 4 年 9 月 1 8 日付、地権者組合長より、阿智村村長及び阿智総合開発株式会社（株式会社へブンスそのはら）宛へ提出のあった地権者組合決議書の第 3 項「要望事項の未執行カ所他」については、平成 1 5 年 4 月末日までに関係者立会いのもとで、現地状況の視察及び調査を実施し、関係者協議の上、解決する。

6. 開発協定書改定の件

平成2年9月1日付、智里西開発協同組合、阿智総合開発株式会社（株式会社ヘブンスそのはら）及び阿智村役場と締結した「開発協定書」については、開発時に係る条件内容を取り交わしたものであり、開発後の現況にそぐわない内容となっています。

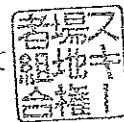
従って、当該協定書を破棄し、智里西開発協同組合に代わり智里西自治協議会と株式会社ヘブンスそのはら及び阿智村役場との間で、智里西地区の環境保全のため、「環境保全協定書（仮称）」を取り交わすこととする。

以上の項目について確認した証として、それぞれの代表者は署名押印をする。

平成15年1月17日

地権者組合

組 合 長 佐々木 毅文



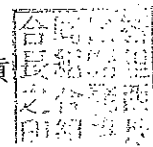
株式会社ヘブンスそのはら

代表取締役 吉川 光 國



智里西地区開発協同組合

組 合 長 渋谷 貢



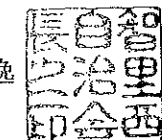
本谷・園原財産区

総 代 長 原 勇



智里西自治協議会

会 長 渋谷 秀 逸



阿 智 村

村 長 岡 庭 一 雄

